

「城西情報科学研究」規則

城西大学情報科学研究センターでは、本学に於ける情報科学の研究と教育の重要性に鑑み、その向上発展に資するために「城西情報科学研究」（以下 紀要という場合もある）を刊行する。英文名を *Josai Information Sciences Researches (JISR)* とする。

1. 目的

「城西情報科学研究」は、情報科学の諸分野における教育・研究の発展に資することを目的とする。

2. 刊行・公開・出版

「城西情報科学研究」の刊行は毎年1回とし、編集、刊行は編集委員会が行う。また編集委員会が必要と判断した場合は、随時刊行することができる。紀要には編集委員会委員名を明記する。また、公開は城西大学水田記念図書館のホームページ上で公開する。また、必要に応じて冊子体として出版することができる。

3. 運営

「城西情報科学研究」の運営は、編集委員会があたる。また、投稿規程ならびに執筆要領は別に定める。

4. 編集委員会

編集委員会は情報科学研究センター研究員から構成される。編集委員長は情報科学研究センター所長が任命する。委員の任期は2年とする。編集委員会は編集委員長が招集する。

5. 査読者

研究論文については、本大学及び城西短期大学の専任教員および編集委員会が適当と認めた学識経験者の中から、査読者を依頼する事が出来る。

6. 贈呈と配布

執筆者には、CD-ROMを贈呈する。

7. 事務と保管

投稿原稿の受理などに伴う事務処理および保管はセンター事務局が行う。

8. 原稿の著作権

掲載された原稿の著作権は、原則として城西大学情報科学研究センターに帰属する。

9. 規程の改正

この規程の改正については、編集委員会で協議決定する。

附則. この規定は平成11年4月1日から施行する。

平成21年11月13日 一部改正施行する。

以上